

北上市告示甲第10号

北上市放課後児童健全育成事業者指導監査実施要綱（令和5年北上市告示甲第30号）の一部を次のように改正する。

令和8年2月16日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
<p>(指導監査の類型等)</p> <p>第3 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 実地指導監査は、事業者の施設において行う監査方法とし、原則として<u>3年</u>に1回実施するものとする。</p> <p>4・5 [略]</p>	<p>(指導監査の類型等)</p> <p>第3 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 実地指導監査は、事業者の施設において行う監査方法とし、原則として<u>5年</u>に1回実施するものとする。</p> <p>4・5 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	